

# 使用の休止又は再開の届出

## 1 使用の休止又は再開の届出について

- (1) 製造所等の「休止」は、休止期間中の法的義務を免責すべき法律効果を有しません。したがって、保安監督者の選任義務、定期点検の実施義務等は、依然存在することになります。
- (2) この届出は次に掲げる場合に行います。
  - ア 製造所等の使用を3月以上休止しようとするとき。
  - イ 休止した製造所等の使用を再開しようとするとき。
- (3) 休止中は次の事項に留意してください。
  - ア 危険物の貯蔵又は取扱いをしないこと。
  - イ 施設の管理責任者を明確にしておくこと。
  - ウ 出入口、注入口の施錠等防火管理を十分行うこと。
- (4) 再開する場合は、保安監督者の選任、定期点検の実施及び位置、構造若しくは設備に不備がないこと等、危険物製造所等が法令に適合していることを確認してください。
- (5) 休止又は再開するときは、休止又は再開する3日前までに届出をしてください。
- (6) 休止に係る措置として、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為は、別途仮取扱承認を受ける必要があるので留意してください。
- (7) 休止届が提出されている製造所等は、再開の届出を行ってから事業を再開してください。また、施設が撤去されても廃止の届出をしないこと等がないように留意してください。

## 2 使用休止・再開届出書の記載上の留意事項

使用休止・再開届出書は、次に示す記載要領に留意し、記入してください。

第7号様式（第9条関係）

①

### 危険物製造所等使用~~再開~~休止届出書

(宛先) 京 都 市 長	元号〇〇年 〇〇月 〇〇日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） ② 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 000-0000

③

京都市危険物規制規則第9条の規定により危険物製造所等を <del>再開</del> 休止するの ので届け出ます。	
設置者	住所 ④ 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇 電話 000-0000
	氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
設置場所	⑤ 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇
製造所等の別	⑥ 貯蔵所 貯蔵所又は取扱所の区分 屋内貯蔵所
設置の許可年月日及び許可番号	⑦ 元号〇〇年〇月〇日 京都市指令〇〇〇第〇〇号
休止期間又は再開年月日	⑧ 元号〇〇年〇月〇日から元号〇〇年〇月〇日まで
休止又は再開の理由	⑨ 事業の一時的な縮小によるため
休止中の管理方法	⑩ 月に一度程度貯蔵所内の清掃を行い、著しい経年劣化及び老朽化していないかを確認する。
その他必要な事項	⑪ 休止中の管理責任者 〇〇 〇〇 連絡先 000-0000
※ 受付欄	
※ 経過欄	

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 該当する口には、レ印を記入してください。

- ① 休止・再開の別は、該当するもの以外を二重取消線で抹消するか、又は該当するものを○で囲むよう記入してください。
- ② 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の所有者、管理者又は占有者のいずれかの方の住所及び氏名としてください。
- ③ 休止及び再開の該当する項目の□にチェックを飛ばしてください。
- ④ 休止及び再開する製造所等の設置者の住所、氏名を記入してください。
- ⑤ 休止及び再開する製造所等の設置場所を記入してください。
- ⑥ 製造所等の別及び製造所等の区分を記入してください。
- ⑦ 休止及び再開する製造所等の設置の許可年月日及び許可番号を記入してください。  
なお、⑤、⑥、⑦について複数の製造所等に係る届出の場合は、一括して記載するとともに、別紙に、設置場所、製造所等の別、設置許可年月日及び番号を付記してください。
- ⑧ 使用の休止の場合は、休止の始期及び終期を記入してください。休止期間は、届出者の任意の期間とすることができます。  
使用の再開の場合は、再開の期日を記入してください。
- ⑨ 休止又は再開の理由を簡潔に記入してください。  
(例) 事業の一時的な縮小によるため  
冬季まで危険物を貯蔵しないため
- ⑩ 休止の場合に、休止中の用途、安全のために講じた措置等を記入してください。
- ⑪ 休止中の管理責任者の連絡先等その他必要な事項を記入してください。

※ 地下タンク貯蔵所の場合、別途漏れの点検延長申請が必要な場合があることに注意してください。